

申請書類の記載事項、必要な書類等の一般的な説明を行います。

相続登記 抵当権の抹消 会社・法人の設立 役員変更登記

# 登記手続案内は 事前予約制です

☆予約がないとご利用いただけません！

## 予約申込み連絡先

仙台法務局	土地・建物 022-225-5767
	会社・法人 022-225-5748
塩竈支局	土地・建物 022-363-0065
大河原支局	土地・建物 0224-52-6053
古川支局	土地・建物 0229-22-0509
石巻支局	土地・建物 0225-22-6188
登米支局	土地・建物 0220-52-2070
気仙沼支局	土地・建物 0226-22-6692
名取出張所	土地・建物 022-382-3694

事前に電話で予約してください！

### ★予約受付時間

平日：8時30分～17時15分

★会社・法人に関しての手続案内は、  
仙台法務局でのみ行っております。

※登記申請手続及び登記  
管轄一覧については、法  
務局ホームページで案内  
しています。



## 専門家へのお問い合わせは

宮城県司法書士会  
(権利に関する登記)

無料電話相談

電話番号 022-221-6870

月・水・金：13時30分から16時30分まで  
※祝日・年末年始を除く

司法書士紹介・面接相談予約

電話番号 022-263-6755

平日：9時から17時まで  
※祝日・年末年始を除く

WEBからの予約もできます⇒



★宮城県司法書士会HP <https://miyashikai.jp/>

宮城県土地家屋調査士会  
(表示に関する登記)

電話番号 022-225-3961

平日：10時から16時まで  
※祝日・年末年始を除く

※業務、測量等の費用に関するお問い合わせには  
お答えできません。

※実務者が常駐していないため、電話での業務に  
関するお問い合わせにはお答えできません。



★宮城県土地家屋調査士会HP <https://miyagi-chousashi.jp/>

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

## 予約時間に担当職員から電話をします (※電話による手続案内の場合のみ)



予約時間に法務局から電話がありますのでお待ちください。  
法務局から電話をしても10分以上応答がない場合は、  
キャンセルされたものとして取り扱います。  
なお、案内時間は、20分以内とさせていただきます。



## 見本を紹介します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の見本（様式）及びその取得方法を紹介し、申請書類等どのような内容を記載するかなどの一般的な事項について説明します。



## 事前の審査・法的判断は行いません

登記手続案内は職員が申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



## ご自身で作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



## 補正の可能性あり

申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。登記手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。



## 申請資格のない方お断り

申請人（申出人）本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。必要に応じて本人確認を行います。資格者代理人の方は、別途書面により照会願います。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。  
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

仙台法務局